「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

いつも玉島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない口座が犯罪等に不正利用される被害を防止するため、2020年6月1日以降に新規開設された普通預金口座について「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、2023年6月1日より適用対象を、下記のとおり変更させていただきます。

お客様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続きご愛顧 のほど、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 変更日

2023年6月1日(木)

2. 「未利用口座管理手数料」概要

(変更筒所は下線部分)

項目	変更後	現行	
対象預金の種類	すべての 普通預金口座(総合口座を含	2020年6月1日以降に新規開設さ	
	む)・ <u>貯蓄預金口座</u>	れた普通預金口座(総合口座を含む)	
	※2020年5月31日以前に開設さ		
	れた口座は2023年6月から手数		
	<u>料の対象となります</u>		
対象口座	最終取引日から2年以上お預入れまたは払戻しの取引がない口座(ただし、当該 口座への決算利息の入金および本件手数料の引落しは除きます) ※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料		
	の対象となりますのでご注意ください。		
対象外口座条件	(1)該当口座残高 10,000円以上		
	(2)同一店舗において、定期性預金、預かり資産(投資信託、債券等)のお取		
	引がある場合		
	(3) 同一店舗において、お借入れがある場合		
	(4)同一店舗において、出資会員の場合	à	
未利用口座管理手数料	年間 1, 320円(税込)		
手数料の引落し	(1) お客様の口座が未利用口座となった場合、取引状況をお知らせする文書を		
	お届けのご住所あてにご案内させていただきます。		
	※「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも通常到達したものとみなし		
	ます。		
	(2) ご案内を差し上げてから約3ヶ月経過後も該当口座に入出金等のお取引が		
	ない場合、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。		
	※一旦引落しました手数料はご返却いた	たしかねます。	
口座の自動解約	残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、預金残高		
	を未利用口座管理手数料の一部として充当し、該当口座を自動解約させていただ		
	きます。		
	※解約口座の再利用には応じかねますの	ので予めご了承ください。	

本手数料はあくまでも未利用状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり<u>常</u> 日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客様の口座が対象になることはありません。

3. 改正する預金規定

今回の変更に伴い、2023年6月1日に下記のとおり普通預金規定、総合口座取引規定/普通預金規定、貯蓄預金規定を一部改正いたします。

- ・普通預金規定 (無利息型普通預金を含む)
- ・総合口座取引規定/普通預金規定(無利息型普通預金を含む)

改正後	改正前	
(省略)	(省略)	
13. (未利用口座管理手数料)	13. (未利用口座管理手数料)	
(1) この預金口座は、最後の預入れまたは払戻	(1) <u>2020年6月1日以降に開設したこの預</u>	
し(決算利息の預入れ、および未利用口座管理手	金口座は、当金庫が定める預金残高に達しておら	
数料の引落しを除く)から2年以上利用がない場	ず、一定期間、決算利息以外の預入れまたは払い	
合には、未利用口座となります。ただし、以下のい	戻しがない場合など、当金庫が別に定める条件に	
ずれかに該当する場合は除きます。	該当した場合には、未利用口座となります。	
①該当未利用口座の残高が10,000円以上の		
<u>場合</u>		
②同一店舗において定期性預金、預かり資産(投		
資信託、債券等) のお取引がある場合		
③同一店舗において、お借入れがある場合		
④同一店舗において、出資会員の場合		
(2)~(6)(省略)	(2)~(6)(省略)	

(下線部分が改正箇所)

• 貯蓄預金規定

改正後	改正前
(省略)	(省略)
14. (未利用口座管理手数料)	(追加)
(1) この預金口座は、最後の預入れまたは払戻	
し(決算利息の預入れ、および未利用口座管理手	
数料の引落しを除く)から2年以上利用がない場	
合には、未利用口座となります。ただし、以下のい	
ずれかに該当する場合は除きます。	
①該当未利用口座の残高が10,000円以上の	
<u>場合</u>	
②同一店舗において定期性預金、預かり資産(投	
資信託、債券等) のお取引がある場合	
③同一店舗において、お借入れがある場合	
④同一店舗において、出資会員の場合	
(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の	
未利用口座管理手数料をいただきます。	
(3) この預金口座が未利用口座となった場合に	
は、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等に	
よらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理	
手数料を引き落とします。	
(4)前3項で引き落とした未利用口座管理手数	

4711十	7色 丰口 1	しません。
不される。	ᄁᄉᅑᄓ	しません。

- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数 料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知する ことなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充 当の上、この口座を解約できるものとします。
- (6)解約された口座の再利用はできません。
- 15. (取引等の制限)
- (1)~(5)(省略)
- <u>16.</u> (解約等)
- (1)~(2)(省略)
- <u>17.</u> (通知等)

(省略)

- <u>18.</u> (保険事故発生時における預金者からの相 殺)
- (1)~(5)(省略)
- 19. (規定の変更)
- (1)~(2)(省略)

- <u>14.</u> (取引等の制限)
- (1)~(5)(省略)
- <u>15.</u> (解約等)
- (1)~(2)(省略)
- <u>16.</u> (通知等)
- (1)~(2)(省略)
- <u>17.</u> (保険事故発生時における預金者からの相 殺)
- $(1) \sim (5)$
- <u>18.</u> (規定の変更)
- (1)~(2)(省略)

(下線部分が改正箇所)

以 上